

令和2年11月定例教育委員会次第

日時：令和2年11月25日（水）
午後1時30分～午後3時
場所：犬山市役所4階401会議室

1. 開会

2. 教育長報告
(前回会議録の承認)

3. 付議事件の審議

第25号議案 令和3年度犬山市教職員定期人事異動方針について (学校教育課)

第26号議案 令和3年度授業改善犬山プランについて (学校教育課)

4. 通信及び請願

5. 協議・連絡

(1) 後援名義使用承認に関する報告 (文化スポーツ課) No.1

(2) 令和2年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について (学校教育課) No.2

(3) 12月・1月行事予定表について (学校教育課) No.3

(4) 子ども子育て会議開催について(11/26開催) (子ども未来課) No.4

(5) オンラインいぬやま子育てシェア博2020の開催について (子ども未来課) No.5

(6) 四季の丘(保育園用地)サウンディング型市場調査の実施について (子ども未来課) No.6

(7) 保育業務支援システム導入に係る公募型プロポーザル審査結果について (子ども未来課) No.7

(8) 「犬山市立小中学校非違行為防止・対応マニュアル」策定について (学校教育課) No.8

(9) 議会の議決を経るべき事件 (教育部) No.9

(10) いじめ防止に向けて (学校教育課) No.10

6. 自由討議

7. その他

8. 閉会

犬山市教育委員会第25号議案

令和3年度犬山市教職員定期人事異動方針について

令和3年度犬山市教職員定期人事異動方針について、別紙の通り定めるものとする。

令和2年11月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝

誠

(説明)

この案を提出するのは、丹波地方教育事務協議会の令和3年度教職員定期人事異動方針を踏まえて、犬山市教職員定期人事異動方針を定める必要があるからである。

令和3年度 犬山市教職員定期人事異動方針

犬山市教育委員会

令和3年度丹葉地方教育事務協議会の教職員定期人事異動方針を踏まえて、下記の方針で犬山市教職員定期異動人事を行う。

記

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、学校間における均衡を重視した教員配置を行う。
- 3 「学び」の授業の充実、「学校の自立」の実現は、管理職の指導力によるところが大きいため、校長・教頭の異動は最小限とする。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 4 教務主任・校務主任の異動には特に配慮し、できる限り市内の異動を中心に考える。

また、学校経営を配慮しつつ、他の市町との人事交流を進める。

- 5 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。

(1) 一般教員については、10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。

(2) 新任教員については、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。

令和3年度教職員定期人事異動方針

丹葉地方教育事務協議会

I 方針

令和3年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針に基づき、丹葉地方教育事務協議会は内申権者として人事異動事務を行う。この結果を基にして、愛知県教育委員会に人事内申をする。

- 1 適材適所の人事を進め、教育効果の向上を図る。
- 2 教員構成について、地域間及び学校間における均衡のとれた人事配置を行う。
- 3 遠隔地勤務者に対する計画的な調整を進める。

II 実施要領

1 管理職人事（校長、教頭の人事）

- (1) 管理職の転任は、原則として次のようにする。
 - ① 同一校の校長及び教頭の同時異動を行わない。
 - ② 同一校勤務2年未満の校長及び教頭については、異動を行わない。
- (2) 管理職への昇任は次のようにする。
 - ① 校長については、愛知県公立学校長任用候補者選考審査による「愛知県公立小中学校長任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
 - ② 教頭については、愛知県公立学校教頭任用候補者選考審査による「愛知県公立学校教頭任用候補者名簿」に登載された者から登用する。
 - ③ 校長あるいは教頭へ新規に任用される者は、原則として、令和3年3月31日における年齢が57歳以下の者であること。

2 教員人事

- (1) 教員が多様な教育活動に携わり、豊富な教職実践を積むことができるようにするとともに、地域間の均衡を重視した教員配置を行う。
 - ① 小・中学校の学校種別間交流ならびに広域的人事交流を進める。
 - ② 教員の年齢、性別、所有する免許状の種別・教科等を基にして、適正な配置と構成が行われるよう、これに必要な教員の異動を促す。
- (2) 同一校の継続勤務年数の基準を次のようにする。
 - ① 一般教員の同一校の継続勤務年数を10年までとし、特別の事情のない限りこの間に適切な異動が行われるようにする。
 - ② 新任教員にあっては、特別の事情のない限り赴任校の継続勤務年数を6年までとする。
 - ③ 同一校継続勤務3年未満の者については、特別の事情のない限り異動の対象としない。
- (3) 教員の異動希望、勤務条件の是正等への対応、その他異動の条件について。
 - ① 通勤時間は、片道おおむね1時間30分が上限になるように配慮する。
 - ② 同一校内職員の婚姻に際しては、転任について特別の配慮をする。

3 その他については、愛知県教育委員会の令和3年度教職員定期人事異動方針及び実施要領に準ずる。

4 県費負担学校事務職員、県費負担学校栄養職員の人事異動方針及び実施に係る要領については、愛知県教育委員会が示す令和3年度の県費負担市町村立学校事務職員、県費負担市町村立学校栄養職員の人事異動方針及び実施要領のそれぞれに準ずる。

犬山市教育委員会第26号議案

令和3年度授業改善犬山プランについて

令和3年度授業改善犬山プランの方針について別紙のとおり定める
ものです。

令和2年11月25日提出

犬山市教育委員会
教育長 滝 誠

(説 明)

この案を提出するのは、令和3年度授業改善犬山プランの方針を定
める必要があるからです。

令和3年度授業改善犬山プラン（案）

－ 少人数学級、少人数授業・TT授業を通して自ら学ぶ力を育む －

1 基本的な考え

- (1) 犬山の教育は、自ら学ぶ力を柱と位置づけ、人格の完成をめざす。そのため、学級編制や教育課程の編成などについて学校現場に裁量を委ね、豊かな人間性と確かな学力の形成に努めるとともに、教師の資質・能力の向上をめざし学校の活性化を図る。
- (2) 少人数学級及び少人数授業・TT授業、複数学級による合同授業など、授業改善につなげる学習環境の整備に努め、一人一人に目の行き届いたきめ細かな指導、個に応じた多様な学習活動の展開を図る。

ア 子ども同士、教師と子どもとの人間関係を築きやすくし、さらに子ども主体の学びの授業を可能とする学習環境を構築するために少人数学級を推進する。

イ 市費非常勤講師を活用し、少人数学級においても少人数授業・TT授業を推進する。

- (3) 国や県の35人学級編制による小学校1・2年生、中学校1年生に加え、学校裁量による少人数学級を実施する。子どもたちの発達段階や各校独自の教育課程、学級担任及び教科担任の担当授業時数等に配慮し、学級としての適正人数については弾力的に考え、柔軟に対応する。
- (4) すべての子どもに等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、特別な支援を必要とする子どもたちへの指導の充実を図るために、特別支援教育支援員を配置する。

2 「授業改善犬山プラン」の歩み

- (1) きめ細かな学習指導、子ども主体の学びの授業を推進するために、平成13年度より市費非常勤講師を採用し、少人数授業やTT授業を市内小中学校で本格的に取り入れて授業改善を進めてきた。当初は、どの教科・学年で、どのように活用するかは、各学校の創意工夫に任せていた。しかし、平成15年度以降は、系統性が強く基礎基本の定着に差が生じやすい算数・数学・英語の教科で少人数授業を展開し、理科では実験・観察を適切に位置づけた魅力のある授業づくりをめざして専門の教員を複数配置してTT授業を実施している。そして、「基礎・基本の確実な定着」と「楽しさとわかる喜びを豊かにする授業の創造」をめざして授業改善に取り組んでいる。市費非常勤講師の配置数は、《表1》のとおりである。
- (2) 平成14年9月に授業改善犬山プラン検討委員会を設置し、過大学級の解消をめざした30人程度学級の推進と学校運営の工夫改善、教育委員会の人的支援の在り方や学校施設設備の充実などが協議され、解決に向けて様々な試案が示された。それを受けて、平成16年度に「授業改善犬山プラン」が策定された。その後、「授業改善犬山プラン」は犬山市小中学校長会と犬山市教育委員会の協議で毎年策定され、現在に至っている。
- (3) 過大学級の解消をめざした少人数学級の取組では、「授業改善犬山プラン」の試案を受け、平成15年度には小学校3校が少人数学級実践校として過大学級の解消に取り組んだ。平成16年度には、さらに各学校に広がりをもたせ、該当学校で2学級程度の過大学級を解消する方向で検討を加え、小学校5校で9学年分、中学校4校で5学年分の少人数学級が実現できた。併せて、増加学級分の学級担任である教務主任や校務主任の負担軽減と学校運営を支援するために非常勤講師（学級増対応）、学校経営支援員（退職校長や退職教頭等）、校務支援者（シルバー人材センターへ委託）を配置して、学校経営や学校運営に対する人的支援（表1の㊸2と表3の㊸3）に取り組んだ。

(4) 平成18年3月の法改正によって市費常勤講師の採用が可能になり、犬山市でも市職員の勤務時間等の条例改正を待って、平成18年7月1日から市費負担教員(常勤講師)1名を配置(表1の②1)した。その後、《表1》に示すように市費負担教員を採用して配置している。なお、市費負担教員の採用に伴って教務主任の学級担任は順次とりやめ、平成19年度以降は非常勤講師(学級増対応)を、平成21年度以降は学校経営支援員の配置をなくした。

(5) 小学校では、32人を上限とする30人程度学級を推進してきた。平成30年度からは基準を34人以下に変更している。中学校では少人数学級より少人数授業やTT授業を重視し、平成23年度からは全学年・全学級で実施できるように非常勤講師を増員して個に応じた多様な学習活動の展開を図っている。

(6) 全ての子に等しく学ぶ機会と環境を保障していく観点から、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする子どもたちの自立と、それを取り巻く子どもたちとの学びの授業を実現するため、平成20年度に特別支援教育支援員3名を配置した。その後、年々配置人数を増やし、年度ごとの配置人数は《表1》に示すとおりである。

(7) 令和2年度からは、学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考え、少人数学級編制を推進した。その際、増加学級分の学級担任を市費負担教員の配置で実現し、これまで以上に学校ごとの特色ある学級編制や教育課程の編成を可能にした。

《表1》……市費採用の常勤講師・非常勤講師・特別支援教育支援員の配置状況 (人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	
市費負担教員(常勤講師)							②1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9	8	5	6	9	
非常勤講師	②2 学級増対応	小				10	6	13														
	TT授業対応	小	9	9	8	8	9	6	10	10	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
		中	4	5	4	5	6	8	8	8	8	8	11	10	10	9	4	4	4	4	0	0
	少人数授業対応	小	10	18	22	21	26	22	20	22	16	17	16	18	15	14	9	9	9	9	9	9
		中	5	8	9	15	15	15	14	14	14	17	18	17	17	18	14	14	13	13	13	13
保健室指導助手	小・中			1	2	2	2	2	2	2	2	2	3									
特別支援教育支援員	教直支援		0	0	0	0	0	0	3	7	11	14	15	16	16	21	15	15	16	17	18	
	生徒支援								3	7	11	14	15	16	16	19	19	19	20	22	23	

《表2》……少人数学級による学級増に対応する学級担任 (人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	
少人数学級編制にともなう増加学級数	小	0	0	3	9	13	15	18	18	16	19	14	18	20	17	17	16	16	14	15	13	
	中	0	0	0	5	5	7	7	5	5	7	6	3	2	2	4	2	2	4	2	3	
学級担任(増加学級)	県費教員	教務主任			4	2	3	1	2													
		校務主任			3	5	6	6	6	7	6	6	7	7	1	1	6	5	6	5	6	
		定数内教員				5	4	7	7	5	2	5	1	1	6	6	1	1				1
		学級担任加配					6	5	3	2	7	7	6	6	6	4	6	3	4	8	5	6
		市費負担教員						②1	8	7	6	8	6	7	9	8	8	9	8	5	6	9

《表3》……学校経営・学校運営にかかわる人的支援 (人)

		平13	平14	平15	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令元	令2	
③ 人的支援	非常勤講師			10	6	13																
	学校経営支援			4	3	3	3	3														
	校務支援			14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

(備考) 小学校1年生の35人学級について、愛知県では平成17年度に県費少人数加配教員を学級担任にあてて対応。翌年からは県費加配教員で対応している。平成23年度からは国の学級編制基準が35人による定数内対応となった。また、小学校2年生は平成20年度より、中学校1年生は平成21年より県費加配教員で対応して35人学級を実施し、現在に至る。令和元年度からは、学級規模が35人以下を市費の人員配置基準とした。

3 令和3年度「授業改善犬山プラン」の具体的内容と犬山市の支援

(1) 学習集団と生活集団を同一とする学級規模を35人と考え、少人数学級編制を推進する。その際、学級担任として原則市費負担教員の配置により実現する。子どもたちの発達段階を考慮し、特色ある教育課程を編成する。

また、1学級の児童生徒数を35人と定めるが、「35」については弾力的に運用する。

(2) 小学校の算数、中学校の数学・英語の授業で少人数授業を実施する。また、小学校の理科の授業でTT授業を実施する。少人数授業・TT授業などの組み合わせにより、創意あふれる授業づくりをめざし、子ども主体のきめ細かな授業を展開する。なお、少人数授業・TT授業で培われた指導法や教材づくりの成果を生かし、すべての教科、すべての領域において少人数のよさが生きる授業改善に努める。

(3) すべての子どもの学びを保障するという観点から、小中学校に、特別な支援を必要とする子どもたちに、特別支援教育支援員(教室支援)を配置し、集団生活への不応状態にある子どもたちに、保健室の業務をサポートする特別支援教育支援員(生徒支援)を配置する。

(4) 学校運営にかかわる人的支援

ア すべての小中学校に校務支援者(シルバー人材センター委託)を配置する。

イ 魅力ある図書館づくりを通し、図書館機能の向上、児童生徒の読書量増加を図る図書館コーディネート配置する。

ウ 不登校、発達障害などの問題を抱える児童生徒への学習支援をサポートする学習支援コンサルタントを配置し、必要に応じて小中学校の要望に対応する。

エ 児童生徒が抱える問題に対し学校や家庭、福祉関係機関をつなぎ、連携・協働して取り巻く人と環境との関係性を改善していくSSW(スクールソーシャルワーカー)を配置する。

オ 適応指導教室「ゆう・ゆう」は、施設内外での児童生徒の主体的活動とともに学校や児童生徒宅への訪問活動を通し相互の連携を密にし、不登校児童生徒の自立と学校復帰を図っていく。

(5) NET(ネイティブ・イングリッシュ・ティーチャー)の配置

小学校の1・2年生の英語活動との出会いや3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語科の授業の充実を図るため、NET(5人)を配置する。

(6) 市費負担教員及び非常勤講師、特別支援教育支援員の配置に係る考え方

市費負担教員及び市費非常勤講師、特別支援教育支援員の配置は、原則として次の優先順位で行うこととするが、各学校と市教委が協議の上で決定する。

- ① 小学校では少人数学級(35人以下)を優先し、その実現のため市費負担教員を配置する。
- ② 中学校では、少人数学級より少人数授業を重視し、数学や英語において少人数授業を全学年、全学級で実施できるように市費非常勤講師を配置する。
- ③ 小学校には、算数の少人数授業と理科のTT授業を行うための非常勤講師を配置する。
- ④ 特別な支援を必要とする子どもたちの支援と学びを保障するために、特別支援教育支援員(教室支援・生徒支援)を配置する。

令和 3 年度 授業改善犬山プランにかかわる学級編制

令和 2年 11月 18日現在

学年	1学年		2学年		3学年		4学年		5学年		6学年		特別支援教室				児童 数 増 減 率	学級数			
	通常学級		特支		通常学級		特支		通常学級		特支		知的	肢 体 不 能	難 聴	自 閉 症 (病 弱)		通常学級 増減率	特支 増減率	計	
	国 基 準	増	人 数	人 数	国 基 準	増	人 数	人 数	国 基 準	増	人 数	人 数									国 基 準
犬山小	99	3	84	1	86	0	93	3	77	5	92	1	2		10	1	531	17	1	4	22
犬山小	3	33	3	28	3	29	3	31	2	39	3	31	1		2	1	544	18			
犬山小	65	1	67	1	80	1	69	1	73	3	92	1	4	1	3		446	13	2	3	18
犬山小	2	33	2	34	2	40	2	35	2	37	3	31	1		1	1	454	15			
城東小	54	3	120	2	101	1	109	5	150	7	131	4	11		11		665	19	3	4	26
城東小	2	27	3	40	3	34	3	37	4	38	4	33	2		2		22	22			
城東小	2	1	2	0	4	0	4	0	1	1	7	0	1		1		20	3	0	2	5
城東小													1		1		2	3			
栗栖小	0	0	2	0	3	0	1	0	2	0	3	0					11	3	0	0	3
栗栖小																	0	3			
栗栖小																	11	3			
羽黒小	65	2	75	0	74	3	71	3	70	0	75	6	6	1	7		430	12	3	3	18
羽黒小	2	33	2	38	2	37	2	36	2	35	2	38	1	1	1		444	15			
羽黒小	95	0	72	2	73	1	75	1	97	2	95	2	4		4		507	15	3	2	20
羽黒小	3	32	2	36	2	37	2	38	3	33	3	32	1		1		515	18			
栗田小	10	0	12	0	23	1	17	1	24	0	25	0	2				111	6	0	1	7
栗田小	1	10	1	12	1	23	1	17	1	24	1	25	1				2	6			
栗田小	52	2	63	2	61	4	56	3	59	2	73	2	3		12		364	12	1	3	16
栗田小	2	26	2	32	2	31	2	28	2	30	2	37	1		2		15	13			
栗田小	73	2	73	2	82	3	96	2	92	2	99	2	10		3		515	17	1	3	21
栗田小	3	25	2	37	3	28	3	32	3	31	3	33	2		1		13	18			
栗田小																	528	18			
合計	通常	特	515	14	570	10	587	14	591	19	645	22	692	18			3600	学級数			
児童数合計	529	580	601	610	667	710	43	1	1	51	1	97	14	14	14	14	3697	国	増	特	合計
国基準増	20	0	17	4	20	3	18	2	21	3	21	2	11	1	1	11	117	14	25	156	
学級数合計	20	21	23	20	24	23											131				

年 度	学級増対応			少人数授業・TT				特別支援			
	学級担任		校務 支 援 者	県費		市費		通 級	教室 支 援		生 徒 支 援
	増 加 数	減 少 数		正 規	非 常	少 人 数 理 T T	通 級		支 援 員		
R2	1	0	0	1	1	1	1	1	1	2	0
R3	1	0	1	1		1	1		2		
R2	1	0	0	1	1	0	1	0	1	2	0
R3	2	0	2	1		1	1		2		
R2	3	0	1	2	1	1	1	1	3.6	1	
R3	3	1	2	1		1	1		3.6	1	
R2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
R3	0	0	0	1		1			0		
R2	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	
R3	0	0	0	1		1			0		
R2	4	1	0	3	1	0	0	1	1	0	2.4
R3	3	1	2	1		1	1		2.4		
R2	2	1	0	1	1	0	1	1	2	0	
R3	3	1	2	1		1	1		2.4		
R2	0	0	0	0	1	0	0	0	0.6	0	
R3	0	0	0	1		1			0.6		
R2	1	0	0	1	1	0	0	1	0.5	2	0
R3	1	0	1	1		1	1		2.6		
R2	1	1	0	0	1	1	1	1	0.5	2.4	0
R3	1	1	0	1		1	1		2.4		
前年比											
R2	13	3	1	9	10	5	4	9	8	5	17
R3	14	4	0	10	10	0	0	9	8	0	18

通常	特	55	5	113	6	2	3	50	3	42	4	14	7	2 <th>0 <th>2 <th>1 <th>14 <th colspan="3">学級数</th> </th></th></th></th>	0 <th>2 <th>1 <th>14 <th colspan="3">学級数</th> </th></th></th>	2 <th>1 <th>14 <th colspan="3">学級数</th> </th></th>	1 <th>14 <th colspan="3">学級数</th> </th>	14 <th colspan="3">学級数</th>	学級数			
児童数合計	-50	-16	-5	-53	-38	21													国	増	特	合計
国基準増	-3	0	-13	1	0	0	-1	-1	-2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	-7	1	2	4
学級数合計	-3	0	0	-2	-1	0													-6	2	-4	

学年	1学年		2学年		3学年	
	生徒数	国基準増	生徒数	国基準増	生徒数	国基準増
犬山中	242	2	230	6	228	1
犬山中	7	35	6	39	6	38
城東中	180	4	184	4	172	1
城東中	5	36	5	37	5	35
城東中	⑥	30				
南部中	121	4	141	5	168	3
南部中	4	31	4	36	5	34
東部中	108	1	131	2	113	2
東部中	3	36	4	33	3	38
東部中	④	27				
生徒数合計	651	11	686	17	681	7
国基準増	19	2	19	0	19	0
学級数合計	21	19	19			

通常	特	36	6	6	8	19	9
生徒数合計	-42	-14	-4				
国基準増	0	0	0	0	0	0	0
学級数合計	-1	0	1				

○に数字の学年は、県の少人数学級編制による増加学級
↓
県費の学級加配対応

●に白抜き数字の学年は、犬山市が独自に進める少人数学級編制による増加学級
↓
0

知肢聴情	総人数			学級数		
	国	増	特	国	増	特
生徒	4	5	700	19	0	2
学級	1	1	9	19		2
生徒	3	6	536	15	1	2
学級	1	1	9	16		18
生徒	7	1	430	13	0	3
学級	1	1	12	13		16
生徒	3	2	352	10	1	2
学級	1	1	5	11		13
生徒	17	0	17	0		35
学級	4	0	4	0		2053
国	57	2	59			9
増	1	1	2			68
特						
合計						

生徒	24	学級数		
国	0	0	2	-2
増				
特				
合計				

特別支援教室	総児童生徒数	学級数		
知肢聴情	国	増	特	合計
60	1	2	68	1
132				5750
-3				-165
				-6

年 度	学級担任(増)			少人数授業				特別支援			
	県費		校務 支 援 者	県費		市費		通 級	教室 支 援		生 徒 支 援
	増 加 数	減 少 数		正 規	非 常	少 人 数 理 T T	通 級		支 援 員		
R2	1	1	0	0	1	2	2	2	0.5	0	1
R3	0	0	0	1		2	2		0.4	1	
R2	1	1	0	0	1	2	2	2	0.5	1	1
R3	1	1		1		2	2		0.6	1	
R2	1	1	0	0	1	1	2	2	0	0	1
R3	0	0		1		2	2		0	1	
R2	0	0	0	0	1	3	0	0	1	0	1
R3	1	1		1		1			0	1	
合計	3	3	0	0	4	8	6	6	7	1	4
R3	2	2	0	0	4	0	0	6	7	0	4
前年比											
R2	1	1	0	0	0	8	6	0	0	1	0

学級担任	校務支	県費	市費	支援員
増	16	6	0	10
国	0	0	1	1
増	0	0	0	0
特	13	10		
合計	17	13	0	19
国	30			24
増	0	0	0	0